



## 1 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等（専攻科含む）がいる国が定める所得要件を満たす世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等）の軽減を目的とした、**返還不要の給付金**です。
- 世帯区分に応じて**年額10,100円～149,700円**を支給します。  
※家計急変による申請の場合は、申請時期によって支給額が異なります。
- 支給を受けるには**毎年、申請手続が必要**です。
- 就学支援金（認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度）とは別の手続となりますのでご注意ください（就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます）。



申請  
期間

令和8年

**7/1 (水)～7/31 (金) まで**

**新入生**については**7/8 (水) まで**の申請で4月から6月相当額の**前倒し支給**もできます。（7/1以降も支給対象となる場合は、再度申請手続が必要になります。）

※7/2以降に家計急変した場合は随時申請できます。

## 2 支給要件（支給対象者）

全日制・定時制・通信制	専攻科
【所得要件】※基準日時点で <b>以下のいずれかの世帯に該当すること。</b> (家計急変による申請の場合は、経済的理由から以下のいずれかの世帯に相当する世帯)	
<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護（生業扶助）受給世帯</li><li>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下に該当する世帯<ul style="list-style-type: none"><li>ア 非課税（0円）である世帯</li><li>イ 105,500円未満である世帯</li><li>ウ 182,500円未満である世帯</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下に該当する世帯<ul style="list-style-type: none"><li>ア 非課税（0円）である世帯</li><li>イ 105,500円未満である世帯</li><li>ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯</li></ul></li></ul>
【その他の要件】※基準日時点で <b>以下の要件全てに該当すること。</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>高校生等が基準日に在学していること</li><li>高校生等が高等学校等就学支援金、学び直しの支援金又は専攻科の生徒への修学支援の新制度の支給対象者又は旧制度（令和7年度まで）の支給対象者であること</li><li>保護者等（親権者又は父母等）が鹿児島県内に住所を有していること</li><li>児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと</li></ul> <p>※里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給してる世帯に扶養されている高校生等は対象外です。</p>	

基準日：7月1日（前倒し支給は4月1日、家計急変世帯は申請した翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）1日）

## 3 申請手続の流れ

- 1 申請用紙を取得します → 各学校の事務室にお問い合わせください（鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）。
- 2 申請用紙に記入します → 申請用紙に必要な事項を記入し、添付書類を準備します。（5を参照）
- 3 申請書等を提出します → 各学校の事務室へ提出してください。
- 4 決定通知が届きます → 支給決定後、各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。
- 5 指定口座に振り込まれます → **令和8年12月頃（前倒し支給は8月頃）**に支給予定です。（家計急変による申請の場合は支給日が異なります。）

## 4 支給額（年額）

世帯区分※1	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度
(1)生活保護受給世帯	32,300円(ア)	32,300円(ア)	32,300円(ア)	32,300円(ア)	—	—
(2)保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯						
非課税世帯※2	143,700円(イ)	143,700円(イ)	50,500円(イ)	50,500円(イ)	50,500円(ウ)	50,500円(ウ)
105,500円未満	47,900円(イ)	—	16,830円(イ)	—	16,830円(ウ)	10,100円(ウ)
182,500円未満	35,930円(イ)	—	12,630円(イ)	—	—	—
264,500円未満かつ扶養する子が3人以上	—	—	—	—	12,630円(エ)	10,100円(エ)

※1 高校生等の国籍が日本国である場合及び特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等は新制度の対象です。いずれにも該当しない場合は、各学校の事務室にお問い合わせください。

※2 非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）については、物価高騰対策分として、上記金額に6,000円を加算した額を支給します。

※3 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回（定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は専攻科在学中に通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限として支給します。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）新制度の支給対象者又は旧制度（令和7年度まで）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制は最大で2回まで）支給することができます。

※4 私立の高校生等の場合、支給額が異なります。

## 5 申請に必要な書類

世帯区分※1	全日制・定時制・通信制		専攻科	
申請に必要な書類※2	ア	イ	ウ	エ
①奨学のための給付金受給申請書※3（別記第1-1、1-2号様式）	○	○	○	○
②口座振込申出書（別紙1） ・原則、申請者名義の口座を指定してください。 ・通帳（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ））が分かる部分）又はキャッシュカードの写しを貼り付けて提出してください。	○	○	○	○
③生活保護（生業扶助）受給証明書 ・福祉事務所が基準日以降に発行し「生業扶助」の記載があるもの	○			
④課税証明書等（コンビニ・市町村役場等で発行） ・原則原本かつ個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・親権者が両親の場合、父母それぞれ提出してください		○	○	○
⑤住民票（コンビニ・市町村役場等で発行） ・原本かつ個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍の記載があるもの	○ (前倒し支給のみ)		○	○
⑥扶養親族申告書（様式11）				○
⑦国籍等申告書（様式12）	(高校生等の国籍が日本国以外である場合に必要) ※ア・イの世帯については、前倒し支給のみ提出が必要です。			
⑧在学証明書（様式4-1）	(県外の高等学校等に在学する場合に必要) ※基準日以降に学校で発行してもらってください。			
⑨個人対象要件証明書（専攻科のみ）（様式10-1）				
⑩委任状（別記第7号様式）	(在学する高等学校等による学校徴収金の代理受領を希望する場合に必要)			
⑪扶養誓約書（様式3）	(主たる生計維持者が申請者となる場合に必要)			
⑫家計急変状況申出書（別紙2）	(家計急変による申請の場合に必要)			

※ 家計急変による申請の場合は、上記書類に加えて、家計急変の理由等を証明する書類が必要になります。詳しくは各学校の事務室にお問い合わせください。

※1 世帯区分（ア～エ）は、「4.支給額」を参照してください。

※2 その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

※3 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の場合は、申請者の住民票（個人番号の記載なし）を添付してください。

## 6 提出先・お問合せ先

申請書等の提出またはご不明な点につきましては、各学校の事務室までお問い合わせください。鹿児島県教育委員会ホームページでも案内しています。

鹿児島県 奨学のための給付金

検索

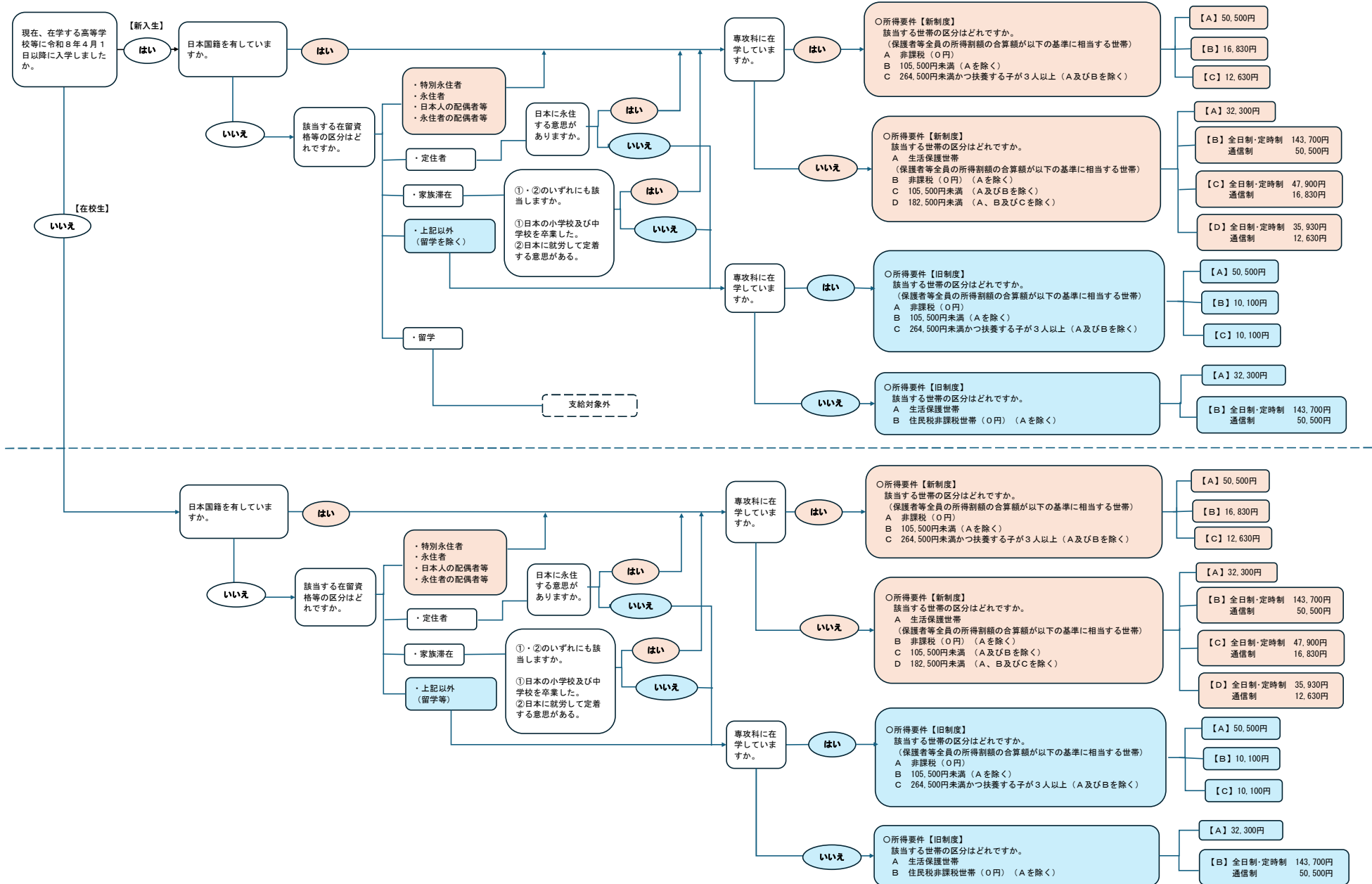
鹿児島県教育委員会ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html>

※ 保護者等が鹿児島県外にお住まいの方は、各都道府県へお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



## 奨学のための給付金支給対象者診断チャート【国公立の場合】



- ※ 非課税世帯については、物価高騰対策に伴う上乗せ支給として、上記金額に6,000円を加算した額を支給します。
- ※ 基準日現在、保護者等が県外にお住いの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。
- ※ 2人以上の高校生等がいる場合は、それぞれ在学する学校への申請が必要です。
- ※ 私立に通う高校生等の場合、支給額が異なります。

### Ⅲ Q&A

#### Q 1. 申請したら、必ず全員に支給されますか？

A 1. 支給要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、支給対象と決定したときに支給されます。

#### Q 2. 対象となる学校は？



A 2. ・国公立私立の高等学校（専攻科を含む） ・中等教育学校後期課程  
・高等専門学校（1年生～3年生） ・専修学校高等課程  
・国家資格者養成課程に指定された専修学校一般課程や各種学校のうち、  
①理容師、②美容師、③准看護師、④調理師、⑤製菓衛生師  
の国家資格者養成課程の指定を受けたもの

#### Q 3. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？

A 3. 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち1年間の所得に応じて決まる税額のことです。  
(収入や所得とは異なります。)



◆ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額は、以下の書類で確認することができます。

○課税証明書（市町村役場で発行）

○市民税・道府県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」  
(勤務先を通じて6月頃に配布されます。大切に保管してください。)

○住民税納税通知書（自営業の場合に市町村から送付）

※源泉徴収票では確認できません。

	所得割額	均等割額
市民税	0円	0円
県民税	0円	0円

#### Q 4. 確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？

A 4. 確定申告をしていない場合（課税証明書の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の欄が「\*\*\*\*\*（アスタリスク）」になっており、備考欄に「被扶養者」とある場合）、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受け、申請期間内に申請手続きを行ってください。



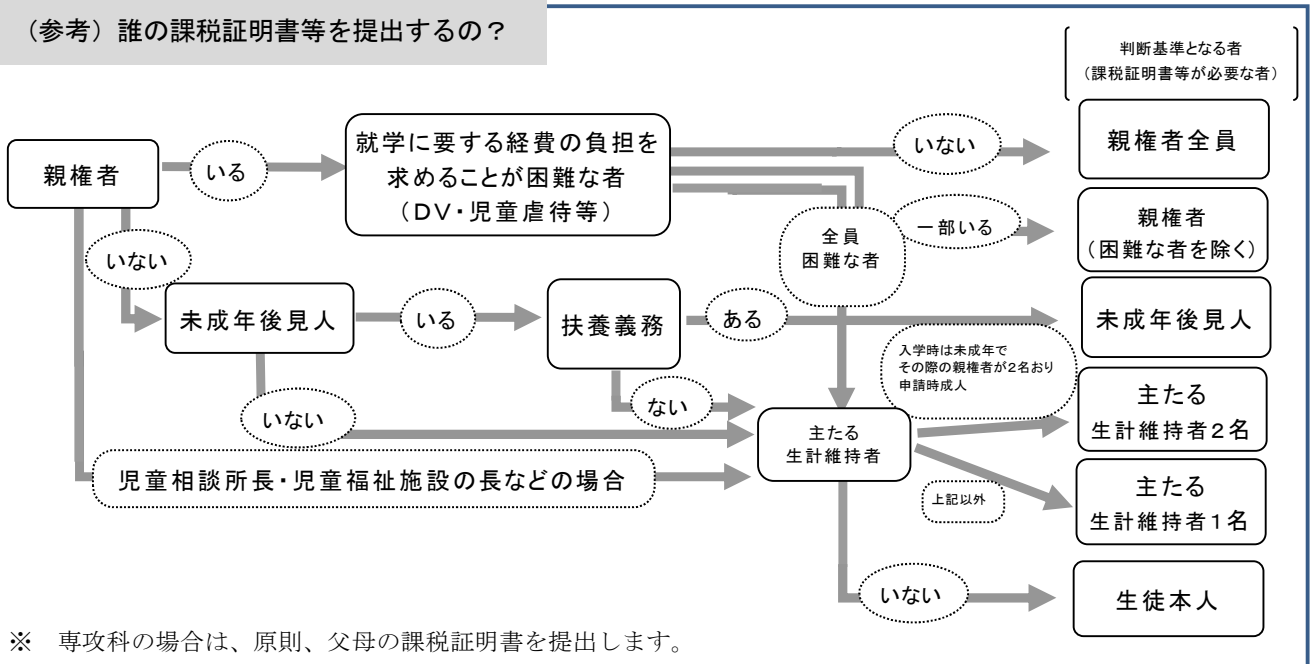
#### Q 5. 課税証明書等はいつ提出するのですか？

A 5. 課税証明書等は申請の際に申請書等と併せて提出します。

#### Q 6. 課税証明書等は同居している祖父母等も必要ですか？

A 6. 原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等と同居していても、祖父母等の課税証明書等は必要ありません。親権者が父母の場合は2人分のみ提出してください。

(参考) 誰の課税証明書等を提出するの？



Q 7. 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？

A 7. 海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

Q 8. 基準日に休学している場合は給付金の対象になりますか？

A 8. 休学が病気その他やむを得ない理由によるもので、休学期間が6か月以内かつ年度内の復学が認められる場合は支給対象となります。詳しくは学校へお問い合わせください。

Q 9. 給付金支給後に退学した場合は、返還する必要がありますか？

A 9. 支給は基準日で判断します。基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などによる給付金の支給及び返還は行いません。

Q 10. 申請者が外国籍の場合は対象になりますか？

A 10. 支給要件を満たし、かつ、保護者等が鹿児島県内に住所を有していれば対象になります。在留資格ごとの支援対象となる世帯については、下表で確認してください。

※ 県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県に申請してください。



(参考) 国籍・在留資格ごとの支給対象となる世帯

区分	該当例	在留期間	その他要件	支給対象となる世帯
①日本国籍を有する者	日本人、日本に帰化した外国人	—	—	新制度
②特別永住者	特別永住者として本邦に在留する者	無期限	—	
③永住者等	永住者	法務大臣から永住の許可を得た者	無期限	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子	5年、3年、1年又は6月	
	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	
④定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者（第三国定住難民、日系3世、中国在留邦人等）	5年、3年、1年又は6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	将来永住する意思があると認められた者	
			上記以外	旧制度
⑤家族滞在	教授、芸術等の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける子など	法務大臣が個々に指定する期間（5年以内）	小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	新制度
			上記以外	旧制度
⑥右記の在留資格により在留する者	・外交、公用 ・文化活動 ・留学、研修 ・特定活動 等	区分の内容に応じて15日から5年の期間	在留資格が留学の令和8年度新入生以外	旧制度

※ 在留資格の取得・変更・更新は、すべて法務大臣の許可が必要。

※ 外国人学校の生徒等は、国籍・在留資格等が上記の①～⑥いずれであっても、旧制度のみ支給対象となる。

○【新制度】の対象者とは・・・

- ・生活保護受給世帯
- ・「保護者等（親権者）全員の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯」若しくは「家計急変により以下の基準に相当すると認められる世帯」
  - ア 非課税（0円）である世帯
  - イ 105,500円未満である世帯（アを除く）
  - ウ 182,500円未満である世帯（ア及びイを除く）※全日制・定時制・通信制のみ
  - エ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを除く）※専攻科のみ

○【旧制度】の対象者とは・・・

- ・生活保護受給世帯
- ・「保護者等（親権者）全員の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯」若しくは「家計急変により以下の基準に相当すると認められる世帯」
  - ア 非課税（0円）である世帯
  - イ 105,500円未満である世帯（アを除く）※専攻科のみ
  - ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを除く）※専攻科のみ